

# 工事費内訳書の記入例等について (令和3年8月~)

質問が多い事項を中心とした記入例等です。工事費内訳書作成の参考にしてください。

## 1 工事費内訳書について

- 適正な見積りを伴わないダンピングによる入札参加や下請等へのしづ寄せ等を防止し、元請・下請間の「対等な立場における合意に基づく公正な契約の締結」を促進するため、入札時に工事費内訳書の提出を求め、契約後においてもその内容の妥当性を調査しています。

## 2 工事費内訳書提出対象工事

- 県が一般競争入札又は指名競争入札により発注する全ての建設工事が対象です。

## 3 工事費内訳書の記入内容

予定価格（税込）	提出対象	記入内容	調査時期等
5億円以上 (事後公表)	全者	<ul style="list-style-type: none"><li>・工事費内訳書（表紙）【様式1】</li><li>・工事費の内訳 【様式2】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・開札時の確認</li><li>・施工中調査</li></ul>
	予定価格の概ね90%（調査基準価格※1）未満で入札する者	<ul style="list-style-type: none"><li>・下請負人及び見積額（※2）【様式2】</li><li>・労務賃金調書（※2）【様式3】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・開札時の確認</li><li>・施工中及び完成後調査</li></ul>
5億円未満 1.5億円以上の 〔土木一式工事及び建 築一式工事は 事後公表〕	全者	<ul style="list-style-type: none"><li>・工事費内訳書（表紙）【様式1】</li><li>・工事費の内訳 【様式2】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・開札時の確認</li></ul>
	予定価格の概ね90%（調査基準価格※1）未満で入札する者	<ul style="list-style-type: none"><li>・下請負人及び見積額 【様式2】</li><li>・労務賃金調書 【様式3】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・開札時の確認</li><li>・施工中及び完成後調査</li></ul>

※1 予定価格の概ね90%とは、予定価格（税抜）の90%を次のとおり端数処理し、これに消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

- ・予定価格100万円以上：10万円単位とし、端数を切り捨てる。
- ・予定価格100万円未満：1万円単位とし、端数を切り捨てる。

※2 事後公表で調査基準価格未満だった場合は、レベル4までの費目を記載し、下請負人及び見積額を記載した工事費の内訳【様式2】及び労務賃金調書【様式3】については、開札後、発注者が低入札価格調査資料等提出依頼書で指定した提出期限内（依頼日から起算して3日以内）に提出してください。

## 4 提出方法

- 電子入札システムを使用して「入札書」を提出する際に、添付して提出してください。
- 電子ファイルの容量（3MBまで）の問題等により添付して提出できない場合は、書面で提出してください。  
なお、この場合には、電子入札システムにおいて「工事（業務）費内訳書持参提出連絡票」を添付する必要があります。
- 電子入札システムへ添付して提出できない場合や、書面による入札参加の場合には、次の事項を記入した封筒に封入して提出してください。
  - ・ 提出者の商号又は名称
  - ・ 工事費内訳書が在中している旨
  - ・ 当該入札等に係る建設工事等の名称及び開札日

## 5 その他

- 詳細は、『広島県工事費内訳書取扱要領（平成26年6月1日制定）』を確認してください。
- 提出された工事費内訳書の引換え、変更、撤回（取消）又は追加等は認めていません。
- 提出された工事費内訳書は、返却していません。
- 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する場合があります。
- 提出された工事費内訳書は、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づく開示の対象となります。

## 工事費内訳書(表紙)【様式1】の記入例

様式1

(表紙)

### 工事費内訳書

入札者 住所 広島市中区基町10-52  
商号又は名称 県庁建設(株)

工事名 県道〇〇線道路改良工事

工事場所 〇〇市〇〇町5-1

○下請負人及び見積額の記入を要する場合は、全ての1次下請予定者からの見積書の写しを添付してください。

○低価格入札調査制度対象工事において、調査基準価格未満で入札される場合は、次の全ての項目に回答してください。(予定価格5億円以上の工事及び1.5億円以上5億円未満の土木一式工事及び建築一式工事(消費税及び地方消費税相当額を含む。)で予定価格を事後公表する工事においては、調査基準価格未満の入札となった場合を想定し、回答してください。)

番号	内容	回答
1	予定価格5千万円以上の場合、主任(監理)技術者が専任となり、さらに追加で技術者を配置することの可否 (予定価格5千万円未満の場合、主任(監理)技術者が現場代理人を兼ねないことの可否)	可／否
2	当該競争入札の開札時に、引渡しを終えていない低価格入札により契約を締結した他の広島県発注工事(平成26年5月31日以前に指名・公告した工事を除く)の有無	有／無
3	当該競争入札の開札時に、引渡しを終えていない低価格入札により契約を締結した他の広島県発注工事(平成26年5月31日以前に指名・公告した工事を除く)がある場合には重点調査の対象となることの可否 ※ 2で「無」の場合は記入不要	可／否

○低価格入札調査制度対象工事において、重点調査の対象となる場合、又は予定価格5億円以上の低価格入札調査制度対象工事において低価格入札調査制度の対象となる場合は、次の全ての項目に回答のうえ、必要な書類を添付してください。(入札価格により対象となる場合を含む)

(予定価格1.5億円以上5億円未満の土木一式工事及び建築一式工事(消費税及び地方消費税相当額を含む。)で予定価格を事後公表する工事において重点調査の対象となった場合、又は予定価格5億円以上の工事で低価格入札調査となる場合を想定し、回答してください。)

番号	内容	回答
4	当該工事が完了し、県が引渡しを受ける日までの間、業種を問わず他の広島県発注工事の入札に参加することが認められないことの可否 (ただし、共同企業体として入札に参加する場合で、一部の構成員が番号3に該当することにより重点調査の対象となる場合は、該当する構成員について記入してください。)	可／否
5	重点調査又は予定価格5億円以上の工事における低入札価格調査に関する資料の提出の可否 【添付資料】建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要領第7条2項第4号に定める資料 (予定価格5億円以上の工事及び1.5億円以上5億円未満の土木一式工事及び建築一式工事(消費税及び地方消費税相当額を含む。)で予定価格を事後公表する工事においては、重点調査又は予定価格5億円以上の工事における低入札価格調査に関する資料の添付は必要なく、開札後において対象者に提出を求めた際の提出の可否)	可／否
6	第三者による出来形管理及び品質管理を追加して実施することの可否	可／否

○様式1(表紙)は、全ての工事において、必ず提出してください。

○提出がない場合は失格になります。

※ 調査基準価格以上の入札金額でも提出は必要です。

○建設工事入札参加資格者名簿に記載されている「(主たる)営業所の所在地」、「商号又は名称」を記入してください。

○JVの場合は、JV名称・JV代表者の住所を記入してください。

○記入がない場合及び入札者が特定できない場合は失格になります。

※入札者の代表者(代表取締役等)の名前の記入は不要です。

○公告文等に記載している工事名・工事場所を記入してください。

○未記入であったり、記入に誤りがあった場合は失格になります。

他の県発注工事で開札日までに低入札価格調査を経て契約を行う予定がある場合で、当該工事も低価格入札を行う場合は重点調査となることを想定して記入して下さい。

○調査基準価格未満の金額で入札される場合のみ記入してください。

※調査基準価格以上の金額で入札される場合は、記入しないでください。

(記入しても不利益な取扱いを受けることはありません。)

○予定価格を事後公表する工事では、低価格入札(調査基準価格未満の入札)となった場合を想定して記入してください。

※記入せず低価格入札となった場合は低入札価格調査において失格になります。

○重点調査の対象となる場合のみ記入してください。

※調査基準価格以上の金額で入札される場合は、記入しないでください。

(記入しても不利益な取扱いを受けることはありません。)

○予定価格を事後公表する工事では、重点調査となった場合を想定して記入してください。

※記入せず重点調査となった場合は失格になります。

# 工事費内訳書「工事費の内訳」及び 「下請負人及び見積額」【様式2】の記入例

○様式2の「工事費の内訳」は、必ず提出してください。

○提出がない場合は失格になります。

※調査基準価格以上の入札金額でも提出は必要です。

○公告文等に記載の「工事名」、「工事場所」を記入してください。

○記入がない場合、記入に誤りがあった場合は失格になります。

## ＜県が示した工事数量総括表(例)＞

工事数量総括表			
費目・工種明細	規格1・2	単位・数量	単位・数量
工事費	規格1	規格2	規格3
道路改良	規格1	規格2	規格3
道路土工	規格1	規格2	規格3
掘削工	規格1	規格2	規格3
掘削	規格1	規格2	規格3
擁壁工	規格1	規格2	規格3
ブレキヤスト擁壁工	規格1	規格2	規格3
ブレキヤスト擁壁	規格1	規格2	規格3
舗装	規格1	規格2	規格3
舗装工	規格1	規格2	規格3
アスファルト舗装工	規格1	規格2	規格3
下層路盤(車道・路肩部)	規格1	規格2	規格3
上層路盤(車道・路肩部)	規格1	規格2	規格3
表層(車道・路肩部)	規格1	規格2	規格3
***直接工事費***	規格1	規格2	規格3
技術管理費	規格1	規格2	規格3
技術管理費	規格1	規格2	規格3
技術管理費	規格1	規格2	規格3
情報共有システム	規格1	規格2	規格3
安全費	規格1	規格2	規格3
安全費	規格1	規格2	規格3
安全費	規格1	規格2	規格3
交通誘導員	規格1	規格2	規格3
共通仮設費率分	規格1	規格2	規格3
***共通仮設費率***	規格1	規格2	規格3
***純工事費***	規格1	規格2	規格3
現場管理費	規格1	規格2	規格3
***工事原価***	規格1	規格2	規格3
一般管理費率分	規格1	規格2	規格3
契約保証費	規格1	規格2	規格3
一般管理費計	規格1	規格2	規格3
***工事価格***	規格1	規格2	規格3
***消費税相当額***	規格1	規格2	規格3
***工事費計***	規格1	規格2	規格3
***契約保証料計***	規格1	規格2	規格3

工事数量総括表から、  
対応する部分を漏れなく  
適切に記入して下さい。

費目・工種明細

規格1・2

単位・数量

○「費目・工種明細」、「単位・数量」(調査基準価格以上の場合はレベル3までの費目)について、記入漏れがあった場合、工事数量総括表で発注者が求めている契約数量となっていない場合は失格になります。

○入札者及び全ての一次下請予定者(下請の予定がある場合)について、次の事項を記入してください。

- 「商号又は名称」※JVの場合はJV名称
- 「建設業許可番号」※JVの場合は代表者のもの。許可を取得していない場合は「許可なし」。
- 「配置技術者相当職の年収」※概算年収(万円)。JVの場合は代表者のもの。
- 「所要工期」※契約日(見込)から検査完了までの概ねの日数(休日込み)

(公告に記載の予定工期(約〇か月×30日／月)を超えない範囲)

○記入がない場合は失格になります。

## ＜入札者が示した工事費内訳書 様式2(例)＞

様式2

工事費の内訳		下請負人及び見積額		
元請負人	下請負人-1	下請負人-2	下請負人-3	下請負人-4
県庁建設	県庁工務店	35000053	5,000,000	100
元請負人	下請負人-1	下請負人-2	下請負人-3	下請負人-4
県庁建設	県庁工務店			
750,000	0			
350,000	0			
350,000	0			
400,000	0			
400,000	0			
400,000	0			
800,000	280,000			
800,000	280,000			
150,000	50,000			
150,000	30,000			
500,000	200,000			
1,830,000	520,000			
1,830,000	520,000			
68,000	0			
68,000	0			
68,000	0			
68,000	0			
20,000	0			
20,000	0			
20,000	0			
240,000	40,000			
328,000	40,000			
2,158,000	320,000			
600,000	100,000			
2,758,000	420,000			
399,900	80,000			
1,100	0			
401,000	80,000			
3,159,000	500,000			
252,720	10,000			
3,411,720	50,000			
1,100	0			
321,000	80,000			
2,659,000	500,000			
212,720	10,000			
2,871,720	50,000			
1,100	0			

費目・工種明細

単位・数量

規格1・2

○一次下請予定者から見積を徴収する際は、下請予定者が負担すべき法定福利費相当額などの必要経費を適切に計上するよう促すとともに、提出された見積書の内容を反映して記入してください。

○次ページの現場管理費、一般管理費等の記入方法をご参照ください。

○入札価格に対応する工事費の内訳を記入してください。  
○工事価格(複数ある場合は工事価格の合計)と入札価格が一致しないと失格になります。

○見積書に記載した工事価格と「下請負人及び見積額」に記入した工事価格が一致しない場合は失格になります。

## 下請負人の見積書から【様式2】『下請負人及び見積額』への現場管理費、一般管理費等の記入方法等について

### 下請負人からの見積書

○具体的な工種・数量を明示した見積をしてください。  
適正な見積書でない場合は失格になります。

#### ＜工事数量総括表に基づいた見積(例)＞

工事名: ○○線道路改良工事					
工種・名稱	規格	数量	単価	金額	摘要
道路土工				3,500,000	
掘削工	砂質土 5,000m <sup>3</sup>	100	500,000		
路体(築堤)盛土	W=2.5m未満 750m <sup>3</sup>	4,000	3,000,000		
直接工事費				3,500,000	うち労務費1,200千円
共通仮設費				400,000	うち労務費100千円
現場管理費				1,325,000	
うち法定福利費(事業主負担分)				206,700	労務費1,300千円 × 0.159
一般管理費				400,000	
工事価格				5,625,000	
消費税相当額				450,000	
工事費				6,075,000	

元請けの判断で必要項目に計上

- 各項目を見積の項目のとおり工事費内訳書に計上(例1)
- 下請の一般管理費は外注経費として現場管理費に合算して計上(例2)

#### ＜諸経費として計上された見積(例)＞

工事名: ○○線道路改良工事					
工種・名稱	規格	数量	単価	金額	摘要
道路土工				3,500,000	
掘削工	砂質土 5,000m <sup>3</sup>	100	500,000		
路体(築堤)盛土	W=2.5m未満 750m <sup>3</sup>	4,000	3,000,000		
直接工事費				3,500,000	うち労務費1,200千円
共通仮設費				400,000	うち労務費100千円
諸経費				1,725,000	
うち法定福利費(事業主負担分)				206,700	労務費1,300千円 × 0.159
工事価格				5,625,000	
消費税相当額				450,000	
工事費				6,075,000	

元請けの判断で必要項目に計上

- 諸経費を外注経費として現場管理費に計上(例2)

「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」

工事費の内訳		下請負人及び見積額	
元請負人	下請負人-1	下請負人-2	下請負人-3
aa建設㈱	bb建設㈱	340000AA	340000BB
配置技術者相当職の年収(万円)	600	500	500
所要工期(日数)	150	100	100
aa建設㈱		bb建設㈱	
440,000	3,500,000	440,000	3,500,000
440,000	3,500,000	440,000	500,000
440,000	500,000	440,000	500,000
3,940,000	440,000	3,500,000	440,000
1,325,000	100,000	400,000	100,000
4,440,000	500,000	400,000	500,000
1,325,000	100,000	400,000	100,000
5,940,000	715,000	5,225,000	715,000
1,197,600	797,600	400,000	797,600
2,400	2,400	2,400	2,400
1,200,000	800,000	400,000	800,000
7,140,000	1,515,000	5,625,000	1,515,000
571,200	121,200	450,000	121,200
7,711,200	1,636,200	6,075,000	1,636,200
2,400	2,400	0	2,400

元請として該当すると判断した項目に計上してください。

※いずれの計上方法でも失格にはなりません。

例1: 工事数量総括表の項目に  
合わせて記入

共通仮設費率分	400,000
**共通仮設費計**	400,000
**純工事費**	3,900,000
現場管理費	1,325,000
**工事原価**	5,225,000
一般管理費率分	400,000
契約保証費	
一般管理費計	400,000

例2: 下請の一般管理費を外注経費と  
して現場管理費に計上し記入

共通仮設費率分	400,000
**共通仮設費計**	400,000
**純工事費**	3,900,000
現場管理費	1,725,000
**工事原価**	5,625,000
一般管理費率分	
契約保証費	
一般管理費計	400,000

# 工事費内訳書 労務賃金調書(様式3)の記入例

様式3

## 労務賃金調書

会社名	元請負人		下請負人-1					
	県庁建設㈱	㈱県庁工務店	日当り賃金(円／日)	日当り賃金(円／日)	日当り賃金(円／日)	日当り賃金(円／日)	日当り賃金(円／日)	日当り賃金(円／日)
職種	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額
1) 特殊作業員			17,000	18,000				
2) 普通作業員	14,000	14,000	14,500	15,000				
3) 軽作業員								
4) 造園工								
5) 法面工								
6) とび工								
7) 石工								
8) ブロック工	18,500	18,500						
9) 電工								
10) 鉄筋工								
11) 鉄骨工								
12) 塗装工								
13) 溶接工								
14) 運転手(特殊)	16,000	16,000						
15) 運転手(一般)								
16) 潜かん工								
17) 潜かん世話役								
18) さく岩工								
19) トンネル特殊工								
20) トンネル作業員								
21) トンネル世話役								
22) 橋りょう特殊工								
23) 橋りょう塗装工								
24) 橋りょう世話役								
25) 土木一般世話役	18,000	18,000						
26) 高級船員								
27) 普通船員								
28) 潜水士								
29) 潜水連絡員								
30) 潜水送氣員								

○元請負人で従事予定労務者がいない場合は、会社名のみ記入してください。  
下請負人も含め、会社名の記入が無い場合は失格になります。

○例えば現場に、普通作業員として、

- 年配のAさん(14,750円／日)
- 中堅のBさん(15,000円／日)
- 若手のCさん(14,500円／日) を配置する予定の場合は、

◇最高額:15,000円(Bさん)

◇最低額:14,500円(Cさん) を記入してください。

○日あたり賃金は、1日当たり8時間労働に換算した賃金してください。

○当該職種の労働者が1名の場合や全員が同額の場合は、その額を最低額と最高額の両方に記入してください。

○調査基準価格未満の金額での入れで、**様式3の提出がない場合、従事予定労務者の記入がない場合(元請負人で従事予定者のいない場合を除く。)は失格**になります。

以降職種続きあり

# 法定福利費を内訳明示した見積書提出について

- 労働者の社会保険未加入対策を進めていくためには、法定福利費の確保が重要です。
- 発注者が算出する予定価格は法定福利費を含んでおり、元請負人は、外注する場合には、総価契約ではなくその中に含まれる法定福利費を内訳として明示することにより、必要な金額を確保していく必要があります。
- 元請負人は、下請負人から提出された見積書を尊重し、各々の対等な立場における合意に基づいて請負金額に適切に反映することが必要であり、他の費用との減額調整、必要経費分の値引き等を行った場合、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」に違反する恐れがあります。

## 【土木工事の場合】

### ＜下請負人から提出された見積の例＞

工事名: ○○線道路改良工事

工種・名称	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
道路土工					3,500,000	
掘削工	砂質土	5,000	m <sup>3</sup>	100	500,000	
路体(築堤)盛土		750	m <sup>3</sup>	4,000	3,000,000	
直接工事費					3,500,000	うち労務費1,200千円
共通仮設費					400,000	うち労務費100千円
現場管理費					1,325,000	
うち法定福利費(事業主負担分)					205,400	労務費1,300千円 × 0.158
一般管理費					400,000	
工事価格					5,625,000	
消費税相当額					450,000	
工事費					6,075,000	

#### 法定福利費の算出方法

法定福利費 = 労務費総額 × 法定保険率

- 見積額に計上した『労務費』を賃金とみなして、それに各保険料の保険率を乗じて算出する方法が一般的です。
- 各専門工事業団体が作成している「標準見積書」を活用することをお勧めします。

元請負人は

法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請負人に対する見積条件に明示してください。

下請負人は

注文者に対して、法定福利費を明示した見積書を確実に提出してください。また、再下請負人に対しては、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、それを尊重してください。

直接工事費	労務費
	労働者が負担する保険料
	資材単価
間接工事費	機械経費等
	共通仮設費
一般管理費等	現場管理費
	法定福利費(事業主負担分)
法定福利費(本社従業員)	一般管理費
消費税相当額	

## ＜積算体系＞

# 法定福利費を内訳明示した見積書提出について

## 【宮繕工事の場合】

※設計労務単価には、事業者が負担すべき法定福利費は含まれていません

直接工事費	複合単価	材料価格等
		材料単価
		労務単価
		労働者が負担する保険料
		機械器具費
		下請経費等
		法定福利費(事業主負担分)
		基準単価
		法定福利費に関する割増補正
		労働者が負担する保険料
		法定福利費(事業主負担分)
見積単価		法定福利費を明記
		労働者が負担する保険料
		法定福利費(事業主負担分)
		共通仮設費
共通費		現場管理費
		法定福利費(現場従業員)
		一般管理費
		法定福利費(本社従業員)
		消費税相当額

## ＜積算体系＞

発注者が算出する予定価格は法定福利費を含んでいます。

元請負人は

法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請負人に対する見積条件に明示してください。

下請負人は

注文者に対して、法定福利費を明示した見積書を確実に提出してください。また、再下請負人に対しては、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、それを尊重してください。

＜下請負人から提出された見積の例＞

## 法定福利費の算出方法(標準)

- 見積額に計上した『労務費』を賃金とみなして、それに各保険料の保険料率を乗じて算出する方法が一般的です。
- 各専門工事業団体が作成している「標準見積書」を活用することをお勧めします。

法定福利費 = 労務費総額 × 法定保険料率

工事名: ○○公舎新築工事

工種・名稱	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
左官外部 壁モルタル塗	刷毛引き外壁 厚25	20.3	m <sup>2</sup>	6,500	131,950	うち労務費55,400円 (左官0.11人/m <sup>2</sup> 、普通作業員0.038人/m <sup>2</sup> )
左官内部 床モルタル塗	木縫一般タイル下地37	2.6	m <sup>2</sup>	5,000	13,000	うち労務費4,400円 (左官0.05人/m <sup>2</sup> 、普通作業員0.044人/m <sup>2</sup> )
左官工事 計					144,950	
諸経費					12,877	
小計					157,827	
法定福利費(事業主負担分)					9,448	労務費59,800円 × 0.158
合計					167,275	最新の保険料率を反映させて下さい

## 法定福利費の算出方法(その他の方法)

- 自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で、個別工事 每の法定福利費を簡便的に算出することも可能です。
- 各専門工事業団体が作成している「標準見積書」を活用することをお勧めします。

法定福利費 = 工事費 × 工事費当たりの平均的な法定福利費の割合

工事名: ○○公舎新築工事

工種・名稱	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
キッチン	材工共	1	式	1,100,564	1,100,564	うち材料費900,564円、工事費200,000円 出典根拠を明確に
						工事費当たりの労務費率71% (○○協会資料)
						法定福利費率15.8%
小計					1,100,564	最新の保険料率を反映させて下さい
法定福利費(事業主負担分)					22,436	法定福利費200,000円 × 0.71 × 0.158
合計					1,123,000	

法定福利費 = 工事数量 × 数量当たりの平均的な法定福利費

工事名: ○○公舎新築工事

工種・名稱	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
シーリング防水	变成シリコン	53.7	m	1,890	101,493	法定福利費135.56円/m (自社実績 別紙参照)
防水工事 計					101,493	
諸経費					8,227	
小計					109,720	
法定福利費(事業主負担分)					7,280	法定福利費135.56円/m × 53.7m
合計					117,000	

- 低入札価格調査の対象となる場合、応札時に下請予定者からの見積書の添付を義務付けています。
- 下請予定者から見積を徴収する際は、下請予定者が負担すべき法定福利費などの必要経費を適切に計上するよう説明会等で周知しています。  
→ 法定福利費を含んだ見積書の作成が、概ね定着しています。

## ○適切な見積書による入札参加の定着

## 工事費内訳書の取扱

予定価格(税込)	提出対象	記入内容
5億円以上 (事後公表)	全者 予定価格の概ね90% (調査基準価格) 未満で入札する者	・工事費内訳書(表紙)【様式1】 ・工事費の内訳【様式2】 ・下請負人及び見積額【様式2】 ・労務賃金調書【様式3】
5億円未満 (1.5億円以上の 土木一式工事及 び建築一式工事 は 事後公表)	全者 予定価格の概ね90% (調査基準価格) 未満で入札する者	・工事費内訳書(表紙)【様式1】 ・工事費の内訳【様式2】 ・下請負人及び見積額【様式2】 ・労務賃金調書【様式3】

※1 予定価格の概ね90%とは、予定価格（税抜）の90%を端数処理（予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が100万円以上の場合は10万円単位、100万円未満の場合は1万円単位とし、端数を切り捨てる。）し、これに消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

## ～下請負人及び見積額の目的～

○適正な見積もり徴収による下請等へのしわ寄せ等の防止とあわせて、工事の履行体制を事前に明らかにし、契約後においてもその妥当性を調査できるようにしております。低入札価格調査の対象となる場合、下請の見積書の添付を義務付けています。

○下請先の見積書の添付は、改正品確法の基本理念にある、将来にわたる品質確保に向けた取り組みの1つで、適正な見積による入札参加に加え、下請までの法定福利費相当額を適切に見積り、雇用環境の改善の面からも将来を担う技術者の確保・育成につながることを目的としています。